

追加議案関係説明資料一覧

予算関係

■第105号議案 令和4年度加須市一般会計補正予算(第9号)

総計 ▲ 24,295 千円

○ 新型コロナウイルス感染症対策

資料No.	3本柱の取組	事業名	主な内容	歳出予算額(千円)	備考
1	感染予防	新型コロナウイルス感染症予防対策事業	新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時検査キットの配布に要する経費	24,470	
	事業者支援	燃料費高騰対策事業	燃料費高騰対策給付金の申請・給付実績による減額	▲ 24,470	
合計				0	

○ 人事院勧告及び県人事委員会勧告を踏まえた給与の改定等

資料No.	事業名	主な内容	歳出予算額(千円)	備考
2	議員人件費・特別職人件費・職員人件費	人事院勧告及び県の人事委員会勧告を踏まえた調整と人事異動等による調整	▲ 24,295	
合計			▲ 24,295	

■第106号議案 令和4年度加須市下水道事業会計補正予算(第2号)

総計 2,032 千円

○ 人事院勧告及び県人事委員会勧告を踏まえた給与の改定等

資料No.	事業名	主な内容	歳出予算額(千円)	備考
3	下水道事業会計(職員給与費)	人事院勧告及び県の人事委員会勧告を踏まえた調整と人事異動等による調整	2,032	
合計			2,032	

条例関係

■第107号議案～第109号議案

資料No.	議案番号	条例名	趣旨	備考
4	107	加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議会の議員の期末手当の額について改定すること。公布の日施行ほか	
	108	加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	市長、副市長及び教育長の期末手当の額について改定すること。公布の日施行ほか	
	109	加須市一般職職員の給与に関する条例及び加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職職員及び再任用職員の勤労手当の額を改定するとともに、若年層の一般職職員及び会計年度任用職員の給料月額を改定すること。公布の日施行ほか	



【新型コロナウイルス感染症対策（感染予防）】

新型コロナ・インフル同時検査キットの配布

1 事業名

新型コロナウイルス感染症予防対策事業

2 補正予算の内容

新型コロナウイルス（新型コロナ）と季節性インフルエンザ（インフル）の同時流行による医療機関の逼迫（ひっぱく）の回避と感染拡大の防止を図るため、新型コロナとインフルの同時検査キットを無料で配布します。

3 配布の対象・期間・方法等

	内 容
対 象 者 (右記のすべてを満たす方)	① 加須市に住民登録がある方 ② 65歳未満で発熱等症状がある方又は同居の家族に陽性者のいる濃厚接触者 ③ 基礎疾患がない又はBMI30未満等、重症リスクの低い方 ④ ご自身で検体を採取することが可能な方
配 布 数	10,000個 ※第7波(8,9月)の感染者数4,767人×市平均世帯員数2.27人
申 請 手 続	① 開始日時：令和4年12月15日 正午 ② 方 法：加須市ホームページから電子申請
配 布 期 間	令和4年12月16日から令和5年1月31日まで※正午迄受付分を15時郵送
配 布 方 法	レターパックにて郵送

4 検査後の対応

- (1) 新型コロナ陽性の方：県の陽性者登録窓口に登録し、指示等による療養
- (2) インフル陽性の方：かかりつけ医等による抗インフルエンザ薬等の処方・服薬等

5 補正の理由

自宅等で自ら同時検査キットでの検査を行い、オンライン診療等を活用してもらえよう
 に、新型コロナとインフルの同時検査キットを配布する経費を措置するものです。

6 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
消耗品費	同時検査キット 10,000個 26,470円(1箱25個入)×400箱×1.1	11,647千円
委託料	申請受付、配布委託一式	12,823千円
合計		24,470千円

7 補正予算額 24,470千円【国庫支出金あり】

〔特定財源〕 国：24,470千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

8 特記事項（別紙参考資料参照）

財源については、「燃料費高騰対策給付金」（燃料費の増加した事業者支援）を減額し、当該給付金事業に充当の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します。

加須市燃料費高騰対策給付金の減額措置

令和4年1月から令和4年3月までの燃料費の合計が前年同期比10万円以上増加している市内事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、原油価格高騰の影響により、燃料費が増加した市内事業者に対し、最大で20万円を給付する事業として、令和4年8月1日から令和4年9月30日までの2箇月間を申請期間として事業を開始した。

その後、給付要件を5万円以上増加に引き下げ、申請期限を令和4年12月28日まで延長しているが、当該給付予算に執行残が見込まれるため、減額措置する。

1 事業名

燃料費高騰対策事業

※令和4年度一般会計補正予算（第2号）

2 執行状況と見込み

（令和4年11月30日現在）

区分	当初		給付要件の緩和・申請期限の延長後			
給付要件	R4.1～3月までの燃料費の合計から前年同期分を差し引いた額が、 <u>10万円以上</u> 増加している市内事業者に最大20万円を支給		R4.1～3月までの燃料費の合計から前年同期分を差し引いた額が、 <u>5万円以上</u> 増加している市内事業者に最大20万円を支給			
申請期間	R4.8.1～9.30		R4.8.1～ <u>12.28</u>			
執行状況等	当初見込	8/1～9/30	10/1～11/30	12/1～12/28 (見込み)	最終見込 (①+②+③)	執行残見込み
	①	①	②	③	④	①-④
給付件数 (件)	300	102	21	14	137	—
給付金額 (千円)	45,000	15,149	2,711	2,140	20,000	25,000

3 今後の方針

給付要件の緩和や申請期限を延長したところであるが、その要件緩和後の適用を受ける申請件数は伸び悩んでいる。一方で、執行率は11月30日現在で約4割に達していることから、更なる要件の緩和や申請期限の延長は行わない。

これにより、執行残が見込まれるため、減額措置する。



人事院勧告等を踏まえた人件費の補正

1 事業名

議員人件費・特別職人件費・職員人件費

2 補正予算の内容

人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、市議会議員、特別職職員の期末手当並びに一般職職員及び再任用職員の勤勉手当の額を改定するとともに、若年層の一般職職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げます。

また、一般会計における職員の人事異動等による歳出予算の各費目における人件費に過不足が見込まれるため、人件費予算について併せて補正するものです。

3 補正の理由（改正箇所：下線部）

（1）令和4年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ

	6月期	12月期	総支給割合
議員・特別職	期末 2.15月（支給済）	期末 2.25月（+0.1月）	期末 4.40月（+0.1月）
一般職 （653名）	期末 1.20月（支給済） 勤勉 0.95月（支給済）	期末 1.20月 勤勉 1.05月（+0.1月）	期末 2.40月 勤勉 2.00月（+0.1月）

（2）一般職職員の給料月額の引上げ

	現行	改定後	備考
大学卒初任給	188,700円	191,700円（+3,000円）	20歳台～30歳台半ばまでの若年層職員の給料月額を引上げ
高校卒初任給	154,900円	158,900円（+4,000円）	

（3）人事異動等による人件費の過不足

育児休業者、退職者、年度途中退職者、昇格者、一般会計と特別会計との会計間異動者などにより、各費目における人件費に過不足が発生

4 補正予算の積算

○議員人件費

	補正予算額	備考
給与改定分	1,308千円	期末手当分
人事異動分	▲5,000千円	議員欠員分

○特別職職員及び一般職職員人件費

	補正予算額	備考（内訳金額）
給与改定分	33,695千円	給料表改定分（6,164千円） 期末勤勉手当分（27,531千円）
人事異動分	▲54,298千円	育児休業、部分休業、退職者分（▲38,642千円） 途中退職者分（▲4,706千円） 昇格者、会計間異動分（19,362千円） その他（市町村共済費等）（▲30,312千円）

5 補正予算額 ▲24,295千円



人事院勧告等を踏まえた職員給与費の補正

1 事業名

下水道事業会計（職員給与費）

2 補正予算の内容

人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職職員の勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、若年層職員の給料月額を引き上げます。

また、本年度の人事異動等により職員給与費が不足するため、職員給与費予算を補正します。

3 補正の理由

(1) 令和4年度の勤勉手当の支給割合引上げ（改正箇所：下線部）

	6月期	12月期	総支給割合
一般職	期末1.20月（支給済） 勤勉0.95月（支給済）	期末1.20月 勤勉1.05月（+0.1月）	期末2.40月 勤勉2.00月（+0.1月）

(2) 一般職職員の給料月額の引上げ

	現 行	改定後	備 考
大学卒初任給	188,700円	191,700円（+3,000円）	20歳台～30歳台半ばまでの若年層職員の給料月額を引上げ
高校卒初任給	154,900円	158,900円（+4,000円）	

(3) 人事異動等による職員給与費の不足

一般会計と特別会計との会計間異動者により職員給与費不足の発生

4 補正予算の積算

一般職職員

	補正予算額	備 考（内訳金額）
給与改定分	517千円	給料表改定分 (82千円) 勤勉手当分 (426千円) その他（総合事務組合負担金） (9千円)
人事異動等分	1,515千円	昇格者、会計間異動分 (949千円) その他（市町村共済費等） (566千円)

5 補正予算額 2,032千円



市議会議員、特別職、一般職の期末・勤勉手当等に関する条例の一部改正

1 議案の名称

- 加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 加須市一般職職員の給与に関する条例及び加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、市議会議員、特別職職員の期末手当並びに一般職職員及び再任用職員の勤勉手当の額を改定するとともに、若年層の一般職職員及び会計年度任用職員の給料月額を改定するものです。

3 主な改正内容（改正箇所：下線部）

(1) 令和4年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合

	6 月期	12 月期	総支給割合
議員・特別職	期末 2.15 月 (支給済)	期末 2.25 月 (+0.1 月)	期末 4.40 月 (+0.1 月)
一般職	期末 1.20 月 (支給済) 勤勉 0.95 月 (支給済)	期末 1.20 月 勤勉 1.05 月 (+0.1 月)	期末 2.40 月 勤勉 2.00 月 (+0.1 月)
再任用職	期末 0.675 月 (支給済) 勤勉 0.45 月 (支給済)	期末 0.675 月 勤勉 0.50 月 (+0.05 月)	期末 1.35 月 勤勉 0.95 月 (+0.05 月)

(2) 令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合

	6 月期	12 月期	総支給割合
議員・特別職	期末 2.20 月 (+0.05 月)	期末 2.20 月 (▲0.05 月)	期末 4.40 月
一般職	期末 1.20 月 勤勉 1.00 月 (+0.05 月)	期末 1.20 月 勤勉 1.00 月 (▲0.05 月)	期末 2.40 月 勤勉 2.00 月
再任用職	期末 0.675 月 勤勉 0.475 月 (+0.025 月)	期末 0.675 月 勤勉 0.475 月 (▲0.025 月)	期末 1.35 月 勤勉 0.95 月

(3) 一般職職員の給料月額（例）

	現 行	改定後	備考
大学卒初任給	188,700 円	191,700 円 (+3,000 円)	20 歳台～30 歳台半ばまでの若年層職員の給料月額を引上げ
高校卒初任給	154,900 円	158,900 円 (+4,000 円)	

(4) 会計年度任用職員の給料月額

一般行政職給料表 1 級及び 2 級の改定額に応じて、給料表を改正

(参考) 一般事務補助員の給料月額を時給に換算すると下表のとおり

現 行	改定後	(参考) 県内最低賃金
1,007 円/1 時間	1,039 円 (+32 円) /1 時間	987 円/1 時間 (R4.10.1 時点)

4 施行期日

- (1) 及び (3) : 公布の日
- (2) 及び (4) : 令和5年4月1日